

京都市告示第 140 号

介護保険法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者から，法第 78 条の 5 の規定に基づき，当該指定に係る事業所の廃止について，次のとおり届出がありました。

平成 20 年 6 月 3 日

京都市長 門川 大作

- 1 届出者の名称  
日本ロングライフ株式会社（代表取締役 遠藤 正一）
- 2 届出者の主たる事務所の所在地  
大阪府大阪市北区中崎西二丁目 4 番 12 号 梅田センタービル  
25 階
- 3 廃止する事業所の名称  
グループホームみなせ I 号館（介護保険事業所番号 277390  
0176）
- 4 廃止する事業所の所在地  
大阪府三島郡島本町青葉 1-20-13
- 5 廃止する事業所のサービスの種類  
認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 廃止年月日  
平成 20 年 4 月 30 日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）